

安全管理規程

宇和島自動車運送株式会社

安全管理規程

第 1 章 総 則

● 目的

第 1 条 本規程は、宇和島自動車運送株式会社（以下「当社」という）において、貨物自動車運送事業法第 15 条および 16 条の規定に基づき、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

● 適用範囲

第 2 条 本規程は、当社の貨物自動車運送事業にかかわる業務活動に適用する。ただし、当社における輸送の安全の確保についての運用は、運行管理規程、整備管理者規程その他関係規程と併せて行うものとする。

● 人命の尊重

第 3 条 従業員は、「人命の尊重を最優先し、常に安全の達成に努めます」という企業姿勢を実践し、輸送の安全の確保に努めること。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

● 輸送の安全に関する基本的な方針等

第 4 条 輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保を主導する。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し「人命を第一とし、輸送の安全の確保が最も重要である」という意識を認識させる。

2 輸送の安全に関する計画の作成、実行、チェック、改善（P l a n D o C h e c k A c t）を確実に実施し、安全最優先で業務を遂行させる。

3 輸送の安全に関する情報を公開する。

● 輸送の安全に関する重点施策等

第 5 条 前条の輸送に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守する
- ② 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努める
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じる
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する
- ⑤ 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を作成し、適確に実施する
- ⑥ 協力会社を利用する場合にあっては、当該事業者の輸送の安全確保を阻害するような行為は行わない。また、当社の輸送の安全の向上に協力するよう努める

● 輸送の安全に関する目標

第6条 第4条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

第7条 前条により策定した目標の達成と第5条に規定する輸送の安全に関する重点施策に応じて、必要な計画を策定する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制

● 組織体制

第8条 輸送の安全確保について責任ある体制を構築するため、「安全管理組織図」(別添1.安全管理組織図P7)に則り経営者は次の各号に掲げる者を選任し配置する。

- (1) 安全統括管理者
- (2) 統括運行管理者
- (3) 輸送安全責任者
- (4) 整備管理者
- (5) 衛生管理者
- (6) 安全衛生推進者

2 安全マネジメント委員会は安全統括管理者を委員長とし、全ての輸送の安全確保に関する業務の計画書を作成、実行、チェック、改善を確実に実施する。

3 安全マネジメント委員会は定期巡回点検を行う。

4 内部監査委員会は輸送安全マネジメントに係る内部監査を行う。

5 安全統括管理者は輸送の安全確保に関する業務を担当する。

6 統括運行管理者は安全統括管理者のもと、各部署の輸送・整備・安全・衛生に係る責任者の指導・監督を行う。

7 輸送安全責任者は各営業所の運行管理者およびその補助者の指導・監督を行う。

8 整備管理者は車両管理の指導・監督を行う。

● 安全マネジメント委員会の設置

第9条 輸送の安全確保に関する施策の審議機関として「安全マネジメント委員会」(以下「本委員会」という)を設置する。本委員会の構成は次の各号の通りとする。

2 委員長は、安全統括管理者がこれにあたり会務を統括する。

3 副委員長は、委員長が指名した者とする。

4 委員は統括運行管理者、輸送安全責任者ほか、総務部次長、営業部次長、総務課課長、車両管理課課長、その他必要な管理者がこれにあたる。

5 本委員会は、定例会として「安全マネジメント会議」を開催し、輸送の安全確保に関する目標、計画、施策について審議および決定を行い、この結果を経営者に上申する。

● 経営者の責務

第10条 経営者は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営者は、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営者は、輸送の安全確保に関し、安全統括責任者の意見を尊重する。
- 4 経営者は、継続的に輸送の安全性の向上を図ること等輸送の安全確保の業務を実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

● 安全統括管理者の責務と権限

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全確保に関する業務を遂行する。

- 2 安全統括管理者は、次の各号を遂行する責務と権限を有する。
 - (1) 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であると言う意識を徹底する
 - (2) 輸送の安全確保に関し、その実施および管理体制を確立、維持する
 - (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を確実に実施する
 - (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全従業員に対し周知を図る
 - (5) 輸送の安全確保の状況について、定期的に必要に応じて内部監査を行い、経営者に報告する
 - (6) 経営者に対し、輸送の安全確保の状況について提言し事故防止その他の改善策を検討の上、必要な措置を講じる
 - (7) 運行管理が適正に行われるように運行管理者を統括管理する
 - (8) 整備管理が適正に行われるように整備管理者を統括管理する
 - (9) 輸送の安全確保のため、従業員に対して必要な教育または研修を行う
 - (10) その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行う

● 安全統括管理者の選任および解任

第12条 経営者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 経営者は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当した場合は、解任する。
 - (1) 国土交通大臣から解任命令が出された場合
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になった場合
 - (3) 関係法令等の違反または輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により、その職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障をおよぼすおそれがあると認められる場合

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

● 輸送の安全に関する情報の伝達および共有

第13条 経営者、安全統括管理者は、現場との意見交換等により双方の意思疎通を十分にを行い、適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。

● 事故・災害等に関する報告連絡体制

第 14 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別の手順書に定める。(別添 2. 緊急時における連絡体制 P 8)

- 2 本社安全推進部署並びに全営業所は事故・災害等の内容に応じて、その報告が経営者、安全統括管理者および社内に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者および輸送安全責任者ならびにその他必要な責任者は、事故・災害が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)に定める事故・災害等があった場合は、自動車事故報告規則の規定に基づき国土交通大臣に報告する。

● 輸送の安全に関する教育および研修

第 15 条 輸送の安全確保に係る人材育成のため教育および研修に関する計画を策定し実施する。

● 定期巡回点検の実施

第 16 条 本委員会委員による定期巡回点検を年 1 回以上実施する。

- (1) 全事業所を対象に実施し、点検チェックリストにより評価する。
- (2) 点検者は本委員会の委員が 2 人以上で行い、各事業所の 1 名以上が対応する。

● 輸送の安全に関する内部監査

第 17 条 安全統括管理者は、自ら、または安全統括管理者が指名する内部安全監査委員を実施責任者として、輸送の安全を確保するための事業の実施状況および管理体制を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、重大な事故・災害等が発生した場合または同種の事故・災害等が繰り返し発生した場合並びにその他特に必要と認められる場合に、緊急内部監査を実施する。
- 3 安全統括管理者は、内部監査の結果を経営者に報告する。
- 4 経営者は、内部監査により改善の必要がある事項は方策を検討し、是正または予防措置を講じる。

● 輸送の安全に関する業務の改善と見直し

第 18 条 経営者は、安全統括管理者から事故・災害等に関する報告または輸送の安全確保のため必要と認める場合には、対策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

- 2 経営者は、重大な事故が発生した場合、安全対策全般または必要な事項において、より高度な輸送の安全を確保するための業務の改善を図る。
- 3 経営者は、定期的に目標の達成状況を確認し、輸送の安全に関する施策および計画の見直しを行う。

● 情報の公開

第 19 条 輸送の安全に関する次の各号の情報を外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針

- (2) 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
- (3) 自動車事故報告規則第2条で規程する事故に関する統計
- (4) 安全管理規程
- (5) 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- (6) 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- (7) 輸送の安全に関する教育および研修の実施状況
- (8) 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた是正措置内容
- (9) 安全統括管理者に係る情報

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

● **輸送の安全に関する記録の管理等**

第20条 本規定は業務の実態に応じ、定期的に適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営者に報告した是正措置または予防措置を記録し、これを3年間記録保存する。
- 3 第2項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する記録および保存の方法は別に定める。